

令和4年4月11日
令和5年3月10日 見直し

太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

太田市農業委員会
会長 長島 佳男

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

太田市においては、東部地域では米麦の二毛作が盛んで、西部地域では施設・露地野菜の栽培や畜産業が営まれ、地域の特性を活かした多彩な特産品が生産されている。このような状況の中で、農業者の高齢化や市外農地所有者の増加などが要因となり、市内各地で遊休農地の増加が懸念され、周辺農地への悪影響や近隣住民からの苦情など様々な問題が生じていることから、担い手への農地利用の集積・集約を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力のある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に推進する指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する群馬県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する太田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の任期を見据え、令和5年12月までの目標として定め、次期の指針については、令和5年の委員改選後に検討し定めることとする。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 R 3年3月末	6, 0 4 9 h a	5 9 h a	0. 9 8 %
2年後の目標 R 5年3月末	5, 9 0 1 h a	5 1 h a	0. 8 3 %

(2) 目標設定の考え方

農業全体の将来的な展望は非常に厳しい状況にあるが、法改正の主目的である農地利用の最適化と利用集積を推進するため、地区担当制に基づき農業委員と推進委員が年間を通して現地活動を行う。

これにより、各地域での巡回が強化され、新たな遊休農地の発見と解消指導が並行して行われることから、過去の解消率による2年後の推計値を解消目標として8 h a 減少させることを目指す。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地パトロールの実施

- 農地パトロールは農業委員と推進委員が連携し、担当する区域において目視により現地確認を行い、特に耕作放棄地、納税猶予地を重点的に行う。
- 現地確認は年間を通して実施し、併せて該当地の地権者に対する是正指導も定期的に実施する。
- 利用意向調の情報を整理し、農地中間管理機構との連携に活用する。

② 農地利用状況調査の実施

- 8月～11月を農地パトロールの強化月間と位置づけ、農地利用状況調査を実施し、集中的に遊休農地等の現地調査を行う。
- 再生利用が困難な農地と判断されたものは、状況に応じ非農地判定を行い守るべき農地を明確にする。

③ 農地利用意向調査の実施

- 農地利用状況調査に実施に合わせ遊休農地の所有者に対して改善指導及び利用意向の確認を行う。
- 農地利用意向調査は、原則として訪問により調査を実施する。

④ 苦情農地の解消指導と解消確認

- 雑草の繁茂など農地に関する苦情発生時には、事務局から解消指導通知を発送するとともに推進委員による解消指導及びあっせんの相談を行う。
- 推進委員は通知後1カ月を目途に解消の有無について現地確認を行う。
- 現地確認を行い解消がされていない場合、遊休農地と同様に地権者に対して定期的指導を実施し、翌年度の農地利用状況調査の関連情報として活用する。

(4) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A) (遊休農地を除く)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 R3年3月末	5,990ha	3,675ha	61.35%
2年後の目標 R5年3月末	5,850ha	3,897ha	66.62%

(2) 目標設定の考え方

管内農地の集積・集約化は段階的に進んでいるが、相続による非農家化や高齢化による離農などにより今後も集積・集約化は加速されていくものと考えられる。

2年後の目標値は過去の集積面積の伸び率に基づく推計値から、222haの農地利用集積を目指す。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 貸し手と借り手のマッチング（仲介）の推進

➤ 農業委員と推進委員は、農地パトロール活動の中で調査した調査結果や、農業委員会事務局に提出された「利用権設定（あっせん）申出書」等の貸借意向情報に基づき、貸し手、借り手のマッチング（仲介）を推進する。

② 「地域計画」に関する協議への参加

➤ 令和7年3月末までに「地域計画」を策定することとなっているため、今後は、地域での話し合いの場が開催される。

農業委員と推進委員は農地の利用集積を推進する立場から、これらの会議に積極的に参加し、情報の提供と参加者との意見交換を行う。

③ 担い手との意見交換会

➤ 農業委員と推進委員は、農事支部や農用地利用調整組合などが開催する会議に参加し、認定農業者や農地所有適格法人関係者との意見交換を行い、意欲ある担い手の情報収集に努める。

④ 農地中間管理機構との連携

➤ 利用意向調査等の農家訪問時に、地権者に対して農地中間管理事業の概要説明を行い、農地中間管理機構を利用した農地利用集積の拡大を推進する。

(4) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
現 状 R 2 年度実績	2 経営体
2 年間の目標 R 3、R 4 年度実績の合計	6 経営体

(2) 目標設定の考え方

新規参入については、平成30年度～令和2年度までの3カ年度の実績の平均が年間3経営体であることから、2カ年度で6経営体の参入を目標値とする。

(3) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み

① 関係機関との連携

群馬県、群馬県農業会議、農地中間管理機構、JA等と連携し、管内農地の借り入れ意向がある認定農業者および、新規参入希望者を把握し情報収集に努め、必要により相談会等を開催する。

② 新規就農者への支援

群馬県、太田市、JA等の関係機関と連携し、意欲ある新規就農希望者に対し、あつせん希望が出されている農地の情報を提供し、新規就農に向けた支援を行う。

また、農業委員、推進委員は新規就農希望者に対し、必要により農地貸借の相談等、新規就農に向けた支援を行う。

③ 企業参入の推進

担い手がない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に企業の参入の推進を図る。

(4) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

太田市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、太田市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声かけ等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ